

第41号議案

文京区入学支度資金の融資あっせん及び貸付けに関する条例

上記の議案を提出する。

平成29年10月31日

提出者 文京区教育委員会

教育長 南 新平

文京区入学支度資金の融資あっせん及び貸付けに関する条例

文京区入学支度資金貸付条例（昭和五十二年四月文京区条例第十七号）の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
 - 第二章 融資あっせん（第三条―第十条）
 - 第三章 貸付け（第十一条―第十八条）
 - 第四章 雑則（第十九条）
- 付則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、特別支援学校（高等部に限る。）、若しくは高等専門学校又は同法第二百二十四条に規定する専修学校（高等課程に限る。）、のうち私立の学校（以下「私立高等学校等」という。）、に入学する生徒を持つ保護者で経済的に困難な者に、入学に必要な支度資金（以下「支度金」という。）、の融資あっせん及び貸付け

を行うことにより、広く教育の機会の均等を図り有用な人材を育成することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 取扱金融機関 区と締結した契約に基づき、第七条の決定を受けた者に対し、融資を行う金融機関をいう。
- 二 保証料 第七条の決定を受けた者が取扱金融機関から融資を受ける場合に要する信用保証に係る費用をいう。

第二章 融資あっせん

(対象者)

第三条 融資あっせんを受けることができる者は、次に掲げる要件を備えた者とする。

- 一 区の区域内（以下「区内」という。）に居住していること。
 - 二 被保護者の私立高等学校等への入学が確定していること。
 - 三 経済的理由により支度金の融資を必要としていること。
 - 四 支度金を他から借り受けることが困難であること。
 - 五 住民税を滞納していないこと。
 - 六 融資を受けた資金の償還について十分な返済能力を有すること。
- （あっせんする融資の限度額等）

第四条 あっせんする融資の額は、被保護者一人につき四十万円以内とする。

2 前項の融資に付す利子は、固定金利とする。

(利子及び保証料の補給)

第五条 区長は、あっせんした融資から生じた利子及び保証料の全額を取扱金融機関に対し補給する。

(融資あつせんの申請)

第六条 融資あつせんを受けようとする者(以下この章において「申請者」という。)は、規則で定めるところにより区長に申請し、その決定を受けなければならない。

(融資あつせんの決定)

第七条 融資あつせんは、予算の範囲内で行い、区長は、申請者の各事情を十分調査し、融資あつせんの決定を行わなければならない。

(融資の実行)

第八条 融資は、取扱金融機関の責任において実行するものとする。

(償還期限及び方法)

第九条 取扱金融機関から受けた融資の償還期限は、据置期間経過後四十月以内とし、月賦均等償還の方法によるものとする。

2 前項の据置期間は、取扱金融機関から融資を受けた日の属する月の翌月から六月とする。

3 第一項の規定にかかわらず、取扱金融機関から融資を受けた者は、当該取扱金融機関に対し、当該融資をいつでも繰上償還することができる。

(融資あつせんの決定の取消し等)

第十条 区長は、融資あつせんを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、融資あつせんの決定を取り消すものとする。この場合において、第五条の規定により既に補給した利子及び保証料があるときは、取扱金融機関に対し当該利子及び保証料の額に相当する額の支払を請求することができる。

一 偽りその他不正の手段により融資あつせんの決定を受けたとき。

二 取扱金融機関から融資を受けた支度金を融資あつせんの目的以外に使用したとき。

- 三 正当な理由がなく取扱金融機関から受けた融資の償還を怠ったとき。
- 四 被保護者が私立高等学校等を退学したとき。

第三章 貸付け

(対象者)

第十一条 支度金の貸付けを受けることができる者は、第六条の規定により融資あつせんの申請をしたが、融資の実行がなされなかつた者であり、かつ、次に掲げる要件を備えた者とする。

- 一 区内に居住していること。
- 二 被保護者の私立高等学校等への入学が確定していること。
- 三 経済的理由により支度金の貸付けを必要としていること。
- 四 支度金を他から借り受けることが困難であること。
- 五 住民税を滞納していないこと。
- 六 連帯保証人があること。

(貸付金の限度額)

第十二条 支度金の貸付額は、被保護者一人につき四十万円以内とする。

(貸付けの申請)

第十三条 支度金の貸付けを受けようとする者（以下この章において「申請者」という。）は、規則で定めるところにより区長に申請し、その決定を受けなければならない。

(貸付けの決定)

第十四条 支度金の貸付けは、予算の範囲内で行い、区長は、申請者の各事情を十分調査し、貸付けの決定を行わなければならない。

(償還期限及び方法)

第十五条 貸付けによる支度金の償還期限は、据置期間経過後四十月以内とし、月賦均等償還の方法によるものとする。

2 前項の据置期間は、貸し付けた日の属する月の翌月から六月とする。

3 第一項の規定にかかわらず、支度金の貸付けを受けた者（以下この章において「借受者」という。）は、当該支度金をいつでも繰上償還することができる。

(貸付決定の取消し等)

第十六条 区長は、支度金の貸付決定を受け、又は支度金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、既に行つた貸付決定を取り消し、既に交付した支度金の返還を命じ、又は償還すべき金額を一時に返還させることができる。

一 偽りその他不正の手段により貸付決定を受けたとき。

二 支度金を貸付けの目的以外に使用したとき。

三 正当な理由がなく、割賦金の償還を怠り、又は違約金の支払を怠ったとき。

四 被保護者が私立高等学校等を退学したとき。

(利子等)

第十七条 貸付けによる支度金には利子を付さない。

2 借受者が、前二条に規定する償還すべき金額を償還期限までに償還しないときは、償還すべき金額に対して年十・九五パーセントの割合をもつて償還期限の翌日から償還当日までの日数により計算した違約金を徴収する。

3 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

4 第二項の規定にかかわらず、区長は、特別の理由があると認めるときは、違約金の全部又は一部を免除することができる。

(償還方法の特例等)

第十八条 区長は、借受者が災害その他の理由により償還が困難となったときは、償還方法を変更し、又は償還すべき金額を減免することができる。

第四章 雑則

(委任)

第十九条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成三十年四月以後に私立高等学校等に入学する者について適用する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の文京区入学支度資金貸付条例の規定により貸付けを受けている者に係る支度金については、なお従前の例による。